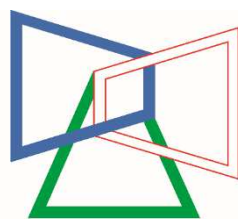


展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

2020年 6月10日策定
2020年 8月21日改訂
2020年10月 6日改訂
2021年 2月17日改訂
2021年11月10日改訂
2022年 7月 5日改訂
2022年12月20日改訂
2023年 3月13日改訂



Japan Exhibition Association
一般社団法人 **日本展示会協会**

目 次

1. はじめに	2
2. 用語説明	2
3. 展示会の特徴	3
4. 感染リスク評価	3
5. 展示会の上限人数及び収容率	3
6. 共通で行うべき対策(主に主催者、会場管理・運営者、展示会支援企業)	4
7. 主催者が行うべき対策	4
8. 会場管理・運営者が行うべき対策	5
9. 支援企業が行うべき対策	6
10. 出展者に促すべき対策	7
11. 来場者に促すべき対策	8
12. おわりに	8

1 はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日。以下「提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、展示会・見本市及び付帯イベントにおける新型コロナウイルス感染拡大予防策として実施すべき基本的事項を具体的に整理したものである。

今後しばらくの間新型コロナウイルスとの共生が不可避と見られる状況下において、感染リスクを最小限にとどめながら経済を動かしていく必要がある。大きな経済効果を生み出す展示会においても、しっかりとした感染防止策を実施しながら展示会を開催することで経済に貢献すべきであると考えられる。

本ガイドラインでは、提言4.4.(1)「感染拡大を予防する新しい生活様式について」、(「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」及び「緊急事態 措置の維持及び緩和等に関して(令和2年5月4日付事務連絡)(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進 室長)」を参考に、場面ごとに展示会に関わる主催者、会場、展示会支援企業、出展者及び来場者が一体となり感染防止策を施すために纏めたものである。本ガイドラインは、感染をゼロにできるものではなく、感染リスクを低下させるためのものである。

展示会に関わる主催者、会場管理・運営者、展示会支援企業、出展者及び来場者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインを踏まえ、現場において試行錯誤をしながら、それぞれの周辺状況や施設様態、開催地の都道府県の意見も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むことが求められる。

本ガイドラインの内容は、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の意見等を踏まえ、必要に応じて見直し・改訂を行うものとする。改定し、状況に合わせた感染防止対策を推奨することで展示会を継続的に開催できるよう努める。

2 用語説明

会場管理・運営者:展示会を主催する会社・団体などに場所を貸す展示場・イベントスペース・会議場等

主催者:展示会を主催・運営する会社・団体

出展者:展示会にブースを構えて参加する企業・団体

来場者:展示会に視察・買付を目的に来場する個人

来館者:主催者・会場・ブース施工・出展者・来場者など展示ホールに入館する人

支援企業:主催者、出展者のブース工事・備品レンタル・スタッフ派遣・警備・ケータリング等サービスを提供する企業

ブース:出展者が展示を行うエリア。小間ともいう

搬入日:主催者、出展者が展示会の受付、各社ブースなどの準備を行う日。通常開催前2~3日

搬出日/撤去日:展示会閉幕後の主催者、出展者が展示物の搬出・片付け・清掃等を行う日。今日では、通常開催最終日の夕方から会場への返却期限時刻までの数時間に行う即日撤去が多い

高頻度接触部位:ドアノブなど人の手が頻回に触れる部分

3 展示会の特徴

展示会の特徴の1つとして、主催者や共催者、会場管理運営者に加え、会場・施工や警備・清掃・ケーターリング・スタッフ派遣など、展示会運営を支援する企業が存在し、また、大規模なものでは数百社以上に及ぶ展示会出展者や数万人の来場者が関わることである。これら展示会に関わるすべての関係者が一丸となり、感染防止に取り組んで初めて効果的な感染防止が成り立つが、これら関係者全員に展示会という時間的にも短い会期中で感染対策を周知徹底させることは簡単ではない。出展者を含む多くの関係者が本ガイドラインに従い徹底した対策を講じることができるよう、注意喚起することが重要である。

もう1つの特徴として、BtoBの展示会は商談や購買、視察といったビジネス活動が目的であることから、大量の飛沫を伴う大声での会話・発声や激しい運動を伴うことはなく、数万人以上が集う場でありながら展示ホール内は比較的静かであることが多く、開催期間中は開場時刻から閉場時刻の間に来場者が展示ホールの出入りを含め広い会場内を自由に動き回るため一定の場所に留まり密集するような場面が少ない点が挙げられる。また、特にBtoBの商談展示会では来場者が個別に登録して来場する習慣があるので、展示会に来場した個人を特定することは可能である場合が多い。

4 展示会における感染リスク評価

展示会は搬入出時にはブースの施工や商品陳列などがあり、一度に多くの人が作業を行うこともある。一般的に展示会来場者の居住地域の割合は、会場のある都市とその周辺地域からの来場が80%以上であることが多い。展示の規模が大きくなれば遠隔地からの来場や海外からの来場が多くなる傾向がある。来場者は、展示会滞在中会場内を自由に動き回り出展者と商談を行うが、大声での会話・発声や、体を激しく動かすようなことはなく、立ったまま或いは着席しての商談又は展示会の中で開催されるセミナーなどの聴講といった静的な傾向が強い活動が主である。

その上で、主たる感染リスクが生じる場面としては以下のようなものが想定される。関係者はこうした具体的な場面を想定して感染防止策をとることが求められる。展示会場は面積が広く天井も高い換気の良い会場が多いが、セミナーや控室などで別室を使用する場合は、部屋の面積や天井高なども事前に把握した上でマイクロ飛沫による感染予防対策をすることが重要である。

- －搬入出時：ブース施工時・商品陳列時の会話による飛沫感染や共有工具や備品などからの接触感染
- －会期中来場者受付時：待機列での飛沫感染・来場受付手続き時の会話による飛沫感染及び接触感染
- －展示ホール内視察時：共用部の手すり・設備・エレベーターのボタン・エスカレーターの手すり、トイレ使用時等に便器やドアノブなどでの接触感染
- －ブースでの商談時：会話による飛沫感染・テーブルや椅子、商品に触れることによる接触感染
- －飲食店・売店・休憩所：会計時の会話による飛沫感染・テーブルや椅子での接触感染
- －展示会主催運営関係スタッフ及び出展者スタッフが専用のスタッフ休憩所・控室などで休憩(食事・喫煙等)中の会話による飛沫・マイクロ飛沫感染
- －パーティー・懇親会・顧客との会食・打上げなど飲食を伴う場での会話による飛沫感染

5 展示会の上限人数及び収容率

展示会の収容率及び上限人数については、開催時における政府及び開催地域の自治体が定める制限に従うものとする。主催者は政府及び開催地域の自治体・会場に確認の上開催計画を策定する。

6 共通で行うべき対策(主に主催者、会場管理・運営者、展示会支援企業)

●展示会場以外も含め日頃から行うべき対策

- －自社及び外注先のスタッフには、毎日の健康状態を把握するとともに、37.5度以上(37.5度未満の場合でも平熱・症状などを考慮し総合的に判断する)の発熱がある場合や体調がすぐれない場合には会場及び職場等に来ないようにし、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談
- －ワクチン接種については展示会という人が集う場であることから可能であれば接種することを推奨。詳細は厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンについて」等を参照

●展示会場で行うべき対策

- －すべての来館者に手洗いや手指消毒を奨励
- －展示会施設、ブース、セミナー室などの施設の換気
- －展示会場内のブース、セミナー室などの高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンやエスカレーターの手などウイルスが付着した可能性のある場所)の特定と消毒・清掃
- －展示会は多岐に亘る業種の会社により構成されており、各社では本展示会業界のガイドラインだけでなく、夫々の業界のガイドラインの確認と適切な対応の検討・実施

7 主催者が行うべき対策

●計画時

- －展示会全体の計画をする際には、感染防止の観点から、来場者の来場時間の分散化や混雑しにくいレイアウトプランの立案
- －展示ホール内に売店やラウンジを設置し飲食を提供する場合や食品関係の展示会などで出展者が試食を行うことが予想される場合には、本ガイドライン 8 ページ「飲食店・売店・休憩所・ラウンジにて行うべき対策」記載の飲食エリアの感染防止策を講じると共に、感染防止策を講じた場所以外での飲食を制限することを含め計画

●準備時(出展・来場誘致時)

- －会場でサーモグラフィ、非接触型体温計等の機器を準備し来館者を入館時に検温できる仕組みづくりの検討
- －会場で検温を行う場合、展示会案内 WEB にて来場対象向けに展示会来場の際には検温がある旨を告知。
- －入場料等の形で来場者に課金する場合、当日検温等の結果入場を断る場合の返金規定を明示することにより有症状者の入場を防止する措置を講じることを推奨
- －展示ホール入口に消毒液を設置し来館者に手指の消毒を奨励。また、展示ホール内に仮設で休憩所・ラウンジなどを設置する場合、ベンチのみなどの簡易な休憩所を除き、各テーブルに消毒液を設置するよう努める

●搬入時

- －展示ホール内空気循環のため搬入出口の常時開放の徹底
- －展示ホール入口などに消毒液を設置し施工者に手洗いと手指の消毒を奨励

●会期中

- ―サーモグラフィー、非接触型体温計等の機器により来館者に対する検温または有症状者が入場を自粛するための呼びかけ、サイン看板等の設置
- ―入館時に検温を行う場合で 37.5 度以上(37.5 度未満の場合でも平熱・症状などを考慮し総合的に判断する)の発熱があることが分かった場合、または息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合などで来場者の入館を断る際には、健康フォローアップセンターの電話番号や発熱外来の連絡先を記載した書面を渡すなど対応
- ―入場料等の形で来場者に課金する場合、当日検温等の結果入場を断る場合の返金規定を明示することを推奨
- ―展示ホール内空気循環のため、運営・安全面での支障がない範囲で搬入出口シャッターを 50 cm 程度開放

●搬出時

- ―閉館時間になったら速やかに来場者を退館させ搬出を開始
- ―搬出時も展示ホール入口などに消毒液を設置し手洗いと手指の消毒できる場所の設置を推奨

●セミナー・シンポジウム・式典等

- ―登壇者・司会者の演台に飛沫防止のシールドを設置、または登壇者と聴講最前列の距離は飛沫到達距離である 2m 程度空けることを推奨
- ―セミナーなどは、ドアの開放、オープンスペースでの実施による密閉防止策と換気、中継会場など来場者を分散させるなど工夫することを推奨
- ―登壇者や質問者・発言者が使用するマイクや共用するパソコンやポインター等の備品はできるだけ毎回消毒を行うことを推奨

8 会場管理・運営者が行うべき対策

●会期前

- ―使用者である主催者の感染防止策に対する十分なサポート
- ―密閉型の喫煙所は使用禁止とし、屋外の風通しの良い喫煙所のみを使用可能とする。壁面には混雑時の利用を避けるよう注意すること等の注意事項の貼り紙を貼付
- ―共用部及びホール内恒久設備であるトイレ・手洗い所などでは石鹼または消毒液を常備
- ―主催者の展示ホール内空調使用予定について確認し必要に応じ空調を手配するよう依頼
- ―展示会や展示ホール毎に展示会の上限人数を主催者と調整の上設定し把握しておく。当該展示会の上限人数については、最新の国の事務連絡や各都道府県の要請等に沿って検討
- ―館内共用部の窓を開放し館内の換気に努める
- ―サーモグラフィーまたは非接触型体温計等の機器の導入と主催者への貸し出しの検討

●搬入時

- ―展示ホール内では法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気(1 時間 2 回以上、1 回に 5 分間以上)の徹底(寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫)
- 1 必要に応じ、CO₂ 測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし 1000ppm 以下(※)を維持することも望ましい。(※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。)なお、CO₂測定装置を設置する場合、室内の複数箇所測定し特に人が集まる場所に設置する。
- 2 HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も可。
- ―乾燥する場面では、湿度 40% 以上を目安に加湿することを推奨
- ―空調稼働を含め、運営・安全面での支障がない範囲で館内共用部の換気を実施
- ―館内共用部(出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室)の不特定多数が共有する設備や物品、ドアノブ

など手が触れる場所、高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エスカレーターの手すり、エレベーターのボタンなどウイルスが付着した可能性のある場所)についての定期的な消毒と清掃

－会場共用部及びホール内恒久設備であるトイレ・手洗い所の石鹸または消毒液の確認と補充

－展示ホール内空調(送風)の常時稼働を主催者に推奨

●会期中

－展示ホール内では法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気(1時間2回以上、1回に5分間以上)の徹底(寒冷な場面では室温が大きく下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫)

1 必要に応じ、CO₂測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下(※)を維持することも望ましい。(※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。)なお、CO₂測定装置を設置する場合、室内の複数箇所測定し人が集まる場所に設置する。

2 HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーター等の補助的併用も可。

－セミナー室などは乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿することを推奨

－空調稼働を含め、運営・安全面での支障がない範囲で館内共用部の換気を実施

－館内共用部(出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室)の不特定多数が共有する設備や物品、ドアノブなど手が触れる場所、高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エスカレーターの手すり、エレベーターのボタンなどウイルスが付着した可能性のある場所)についての定期的な消毒と清掃

－会場共用部及びホール内恒久設備であるトイレ・手洗い所の石鹸または消毒液の確認と補充

－展示ホール内空調(送風)の常時稼働を主催者に推奨

－展示会計画段階で主催者と設定した展示ホールの最大入館者数に達するほど混雑した場合には、主催者と状況を確認し、必要に応じ入場制限をするよう主催者に依頼

9 支援企業が行うべき対策

－自社及び外注先スタッフの業務でどの仕事にどのレベルの防護具が必要かを確認

－控室・休憩室などで専用の部屋を使用する場合、室内の常時換気について十分に配慮

ブース施工・備品レンタル・電気配線など展示装飾関連施工会社が行うべき対策

－施工会社は出展者ブース等をデザインする際は、感染のリスクを下げるデザインとなるよう配慮し、現場施工の負担が大きくなるようなデザインも避けるよう心掛ける

飲食店・売店・休憩所・ラウンジにて行うべき対策

◎展示会場常設の飲食店・売店の他にホール内に主催者が仮設で飲食の売店やラウンジを用意することがある。仮設を担当するのは会場以外の飲食店やキッチンカーが多いが、通常手洗い場の設置などについて保健所に申請し承認を受けている。

－売店やレストランなどは夫々の業界のガイドラインも参照し準備

－飲食店・売店・休憩所・ラウンジでは下記の点を徹底

①(食事、喫煙を含む)休憩・休息の際はできるだけ(最低1m)正面から距離を確保し、対面となることを避ける、椅子を間引くこと等人と人との十分な間隔を空けて座席配置をする、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知する他、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする

②入退室前後の手洗いまたは手指消毒の奨励

－テーブルや椅子については運営会社が定期的に消毒液などを使い消毒を実施

- ー可能であれば各テーブルまたは場所を設け来客用に消毒液を設置
- ービュッフェ、サラダバー、ドリンクバー形式での飲食提供をする場合は利用者の飛沫が食品にかからないよう保護し、トング等は頻繁に消毒、交換する、または利用者が使用前後に手指消毒を行うことを推奨
- ーフロアスタッフがいない場合等で商品提供時に利用者と呼ぶ場合は大声を出して呼ぶのではなく、チケットなどを利用するなどなるべく工夫

清掃会社が行うべき対策

◎清掃については展示場共用部については展示会場手配の清掃会社が、展示ホール内の清掃は一部恒久設備を除き主催者手配の清掃会社が夫々担当することが多く、会場内における役割分担は明確化されている。

- ーマスクや手袋を脱いたら石鹸と流水での手洗いまたは消毒液による手指消毒を実施
- ー試食などウイルスが付着したものが含まれる可能性のある廃棄物を出す見込みのある出展者に予め連絡し、廃棄物処理方法の助言や、予想される量について把握
- ーマスクなどウイルスが付着した可能性のあるものが捨てられている場合、ゴミの回収は清掃トングの使用を徹底(使用した清掃用トングの消毒も徹底)し、プラスチック製袋などに入れた上で必ず密閉し廃棄

派遣スタッフ会社・警備会社が行うべき対策

- ◎一般的に展示会場の受付や来場案内のスタッフは主催者がスタッフ会社に発注することが多い
- ー試食担当など来場者・顧客などがマスクをずらす、外す場面があるなど感染リスクが高くなる可能性がある業務内容に従事する者は、マスクに加えフェイスシールドの着用など担当業務毎の感染対策を発注元と確認
 - ー休憩前後など頻繁に手洗いと手指の消毒をするよう奨励

10 出展者に促すべき対策

●計画時

- ー顧客を招待する際に会場での検温があることなど注意事項周知
- ー事前アポ取りの促進による商談の効率化とブースでの混雑の防止

●出展準備時

- ーブースデザインにあたり、感染リスクを抑えるよう通常よりスペースに余裕を確保
- ー必要に応じ自社ブースで使用するマスクや消毒液を用意
- ー説明員として参加するスタッフの業務に必要な防護具(マスク、フェイスシールド等)を検討し、手配
- ー食品関係等の展示会で試食などを行う場合は、本ガイドライン 8 ページ「飲食店・売店・休憩所・ラウンジにて行うべき対策」を参考のうえ、出展各社及び主催者にて感染症防止対策を実施。また、通常の保健所への申請に加え、試食担当者がマスクと手袋を正しく着用し食器は使い捨てのものを利用し、ゴミは袋を必ず密閉した上で廃棄するなど感染防止策を徹底。また、試食時に来場者はマスクをずらすため、試食担当者は飛沫感染を防ぐためフェイスシールドの着用を推奨
- ー商品パンフレットや会社案内などの資料はデジタル化などの検討を行う
- ー出展品等の接触感染防止のため、出展製品等の定期的な消毒または来場者が展示物に触れにくいような工夫をする

●搬入時及び搬出時

- －手洗い、手指消毒の奨励
- －自社ブース搬入開始前には特にドアノブなど人の手が頻回に触れるものなどを清拭消毒
- －自社ブースで出た普通ゴミは極力持ち帰るよう手配
- －マスク、フェイスシールド、手袋、紙コップなどウイルスが付着している可能性があるゴミは、主催者または会場と調整し、プラスチック製袋などに入れた上で必ず密閉し清掃会社に依頼し廃棄または主催者指定の場所に廃棄

●会期中

- －商談や説明、実演時なども含め大声で会話や呼び込みを極力控える
- －来場者と対面する場合、混雑の回避、換気等に留意する
- －自社ブースの来客状況によりデモンストレーションや商談時間を柔軟に調整し、混雑を作り出さないよう可能な限り配慮する
- －外出や商談後にスタッフの手指の消毒を奨励
- －閉館時間になったら速やかに商談を終えて来場者に退館を促す

11 来場者に促すべき対策

- －他者と物品を共有したり、高頻度接触部位に触れる前後には手指衛生を奨励
- －商談希望の出展者との商談日時はなるべく事前に調整
- －当日の検温と体調の確認をし、発熱または風邪の症状がある場合等体調不良があれば来場を自粛
- －会場では手洗い・消毒を実施し、長時間の商談はなるべく避ける
- －出展製品などに触れた場合はこまめに手指を消毒
- －商談時に大声で話すことは避け、出展者との間隔を確保するよう努める
- －酒類の提供がある場面での過度な飲酒の自粛

12 おわりに

上記感染防止策を行うとともに、新型コロナウイルスにおける新しい生活様式に合った展示会を構築するため、関係者一丸となって、これまでにない取組を進める等の創意工夫を図りつつ、感染拡大防止と展示会業の振興に努める。